

一級建築士 学科本科生 法規本講義

【無料体験入学用】
過去問 項目別問題集 法規
(抜粋版)

はじめに

この項目別問題集は、講義の際に必ず持参してください。

この項目別問題集は、過去11年分（平成25年から令和5年）にそれ以前の重要な問題も加えた本試験問題を掲載しています。

文章問題は○×形式、計算・図表問題は本試験と同じ択一形式とし、おおむねテキストに記載されている順番に掲載しています。

次のように学習効率が抜群です。

- ・テキスト順で効率よく学習できる
- ・文章問題は○×形式で、解ける、解けないが明確
- ・出題年度、出題傾向が一目瞭然
- ・正しい出題のされ方、誤りの出題のされ方が一目瞭然
- ・隙間時間でも勉強しやすい

〔学習の進め方〕

1. 講義を受講する。
2. 講義を受講後、その週のうちに講義範囲について、この「項目別問題集」を3回解く。
3. 各科目の講義が終わったあと、次の科目の講義期間中に、別冊の「年度別問題集」（本試験7年分、本試験と同じ形式）を解く。

これは、科目ごとに学習を進めるTACならではの最強の学習の進め方です。

「項目別問題集」で効率よく、選択肢ごとに理解を深め、「年度別問題集」で本試験での点数・実力の把握、忘れ防止、むらのない学習を図ります。

〔文章問題の見方〕

Check Box		テキストの章・節・頁数		R0201-1 → 令和2年No.1 肢1の出題 H2801-1 → 平成28年No.1 肢1の出題		
チェック	No.	問 題	出題年度	番号	頻度	
【第1章 室内環境】 第1節 温熱感覚						
☐	☐	PMVは、室内における人の温熱感覚に関係する、気温、放射温度、相対湿度、気流速度、人体の代謝量及び着衣量を考慮した温熱環境指標である。	R0201-1	H2801-1		★★ → 2肢出題。 ★★★ → 3肢以上出題。
☐	☐	営業用厨房は、一般に、厨房内へ客席の臭気等が流入しないように、厨房側を客席側よりも正圧に保つ。	H3011-1			★★ 令和2年No.1 肢1と 平成28年No.1 肢1で ほぼ同じ表現で出題されて いる。
☐	☐	営業用厨房の換気計画において、一般に、排気量は給気量に比べてやや大きくする。	R0213-1			★★ 表現や正誤は異なるが、 ほぼ同じ論点から出題されて いる。

〔計算・図表問題の見方〕

カテゴリー		難易度(A易、B中、C難)		Check Box	
No. 1	建築物に働く力	A	☐ ☐ ☐	H2006	出題年度・番号

目次

第1編 建築士法・建設業法

- 第1節 建築士法…………… 2
 - 計算・図表問題（択一問題）……………44
- 第2節 建設業法……………46

第2編 建築基準法

- 第1節 用語の定義……………52
 - 計算・図表問題（択一問題）……………62
- 第2節 確認申請等の
手続き規定……………68
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 100
- 第3節 防火関係規定
 - 1. 防火関係用語…………… 104
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 114
 - 2. 大規模建築物・
特殊建築物の耐火性能…………… 116
 - 3. 防火地域・
準防火地域内の規制…………… 116
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 132
 - 4. 防火区画…………… 136
- 第4節 避難関係規定
 - 1. 直通階段等…………… 148
 - 2. 避難階段・
特別避難階段等…………… 156
 - 3. 排煙設備・非常用の照明
装置・非常用の進入口…………… 164
- 第5節 内装制限等
 - 1. 内装制限…………… 174
 - 2. 避難安全検証法…………… 180
 - 3. 耐火性能検証法・
防火区画検証法…………… 188
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 192
- 第6節 一般構造規定
 - 1. 採光…………… 196
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 200

- 2. 換気…………… 202
- 3. 石綿等の飛散・発散に
対する衛生上の措置…………… 204
- 4. その他…………… 206
- 5. 階段…………… 208
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 210
- 第7節 建築設備・その他
 - 1. 建築設備…………… 214
 - 2. 単体規定 その他…………… 222
- 第8節 構造強度
 - 1. 構造方法…………… 226
 - 2. 仕様規定…………… 226
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 238
 - 3. 構造計算…………… 248
 - 4. 荷重及び外力、許容
応力度、材料強度…………… 252
- 第9節 都市計画区域等
における制限
 - 1. 道路関係の規定…………… 264
 - 2. 用途制限…………… 272
 - 3. 容積率・建蔽率…………… 284
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 290
 - 4. 低層住居専用地域等内
の制限…………… 322
 - 6. 斜線制限…………… 324
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 326
 - 7. 日影規制…………… 370
 - 8. 補助的地域地区の制限…………… 372
 - 9. 地区計画等の区域…………… 374
- 第10節 建築協定…………… 382
- 第11節 雑則…………… 388
- 第12節 既存不適格建築物
・用途変更…………… 398
- 第13節 罰則…………… 408
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 412

第3編 関係法令

- 第1節 都市計画法…………… 418
- 第2節 消防法…………… 430
- 第3節 バリアフリー法…………… 442
- 第4節 耐震改修法…………… 452
- 第5節 住宅品確法…………… 458
- 第6節 住宅瑕疵担保履行法
…………… 462
- 第7節 長期優良住宅法…………… 462
- 第8節 景観法…………… 464
- 第10節 土砂災害防止法…………… 466
- 第11節 建築物省エネ法…………… 466
- 第12節 低炭素化法…………… 472
- 第14節 建設リサイクル法
…………… 474
- その他の関係法令…………… 476
 - 計算・図表問題（択一問題）…………… 482

本試験において問題冊子の表紙に記載される〔注意事項〕

解答に当たっての留意事項は、下記の（１）～（３）のとおりです。

- （１）適用すべき法令については、令和〇年１月１日現在において施行されているものとします。
- （２）建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「区画避難安全検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に**特に記述がない場合**にあつては考慮しないものとします。
- （３）地方公共団体の条例については、考慮しないものとします。

上記の（２）が記載されたのは、令和元年からです。

第１編

建築士法・建設業法

チェック	No.	問 題	出題年度・番号	頻度
【第1編 建築士法・建設業法】 第1節 建築士法			テキストP.13～	
□□□	1	「設計」とは、その者の責任において設計図書を作成することをいい、「構造設計」とは構造設計図書の設計を、「設備設計」とは設備設計図書の設計をいう。	H2622 -1	
□□□	2	「設計図書」とは、建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)をいい、仕様書を含まない。	R0121 -2	
□□□	3	建築士が工事監理を行う場合は、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認するとともに、当該工事の指導監督を行わなければならない。	R0421 -1	★★
□□□	4	「工事監理」とは、その者の責任において、建築工事の指導監督を行うとともに、当該工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。	H2622 -2	★★
□□□	5	一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物の工事監理については、一級建築士の指導を受けている場合であっても、二級建築士は行うことができない。	R0421 -3	★★
□□□	6	一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物について、当該建築物の設計をした一級建築士の指導の下に、二級建築士は、当該建築物の工事監理をすることができる。	H2721 -1	★★
□□□	7	木造、平家建ての延べ面積450㎡、高さ11m、軒の高さ9mのオーデトリウムを有する集会場を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。	H2921 -3	
□□□	8	延べ面積500㎡、高さ14m、軒の高さ9mの木造の地上3階建ての共同住宅の新築については、一級建築士事務所の管理建築士の監督の下に、当該建築士事務所に属する二級建築士が工事監理をすることができる。	H3028 -4	

答	解 説
【第1編 建築士法・建設業法】 第1節 建築士法	
○	士法2条6項及び7項により、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいい、構造設計とは構造設計図書の設計を、設備設計とは設備設計図書の設計をいう。なお、構造設計図書及び設備設計図書については、士法規則1条1項に定められている。
×	士法2条6項により、「設計図書」とは、建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。
×	士法2条8項により、「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。建築工事の指導監督は含まれていない。
×	同上。
○	士法3条1項により、一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物の工事監理については、一級建築士が行わなければならない。一級建築士の指導を受けている場合であっても、二級建築士は行うことができない。
×	同上。
×	士法3条1項により、設問のオーデトリウムを有する集会場は、同項一号の延べ面積500㎡を超えず、同項二号の木造建築物の高さ13m、軒の高さ9mを超えず、また同項四号の規模にも該当しないので、一級建築士でなくても、その設計又は工事監理をすることができる。なお、士法3条の2第1項二号により、木造で300㎡を超えているため、二級建築士でなければ、設計又は工事監理をすることができない建築物である。
×	士法3条1項により、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない建築物が規定されており、当該建築物の工事監理は、一級建築士の管理建築士の監督の下にあっても、一級建築士でなければすることができない。設問の建築物は、同条1項二号に該当する。

□□□	9	鉄骨造、高さ10m、軒の高さ9mの共同住宅の新築工事で、住宅の用途に供する部分の床面積が250㎡、自動車車庫の用途に供する部分の床面積が125㎡のものの設計及び工事監理は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。	H2521 -1			
□□□	10	延べ面積1,200㎡、高さ12m、軒の高さ9mの鉄骨造の既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該修繕に係る設計は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。	H2721 -3			★★
□□□	11	延べ面積450㎡、高さ10m、軒の高さ7mの木造2階建ての既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該大規模の修繕に係る設計は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければしてはならない。	R0121 -3			★★
□□□	12	一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等である。	H2923 -1	H2521 -2		★★
□□□	13	一級建築士は、一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等を国土交通大臣に届け出なければならない。(ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H2923 -2			
□□□	14	建築に関する業務に従事する一級建築士にあっては、勤務先が変わり業務の種別に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。)	R0121 -1	H2721 -2		★★
□□□	15	建築基準法の規定に違反して二級建築士の免許を取り消された者は、その後一級建築士試験に合格した場合であっても、その取消しの日から起算して5年を経過しない間は、一級建築士の免許を受けることができない。	H3023 -1			★★★

×	士法3条1項三号により、鉄骨造で延べ面積が300㎡を超える建築物の設計又は工事監理は、一級建築士でなければしてはならない。設問は、延べ面積が375㎡(250㎡+125㎡)であるため、これに該当する。
○	士法3条2項及び3条の2第2項により、大規模の修繕を行う場合は、その修繕にかかる部分(設問の250㎡の部分)を新築するものとみなして、士法3条から3条の2の規定が適用される。したがって、設問の建築物は、鉄骨造で、延べ面積が30㎡を超えるものに該当することから、一級建築士又は二級建築士でなければその設計又は工事監理をしてはならない。
○	士法3条2項、3条の2第2項及び3条の3第2項により、大規模の修繕を行う場合は、その修繕にかかる部分(設問の250㎡の部分)を新築するものとみなして、士法3条から3条の3の規定が適用される。したがって、設問の建築物は、木造で、延べ面積が100㎡を超えるものに該当することから、法3条の3第1項により、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。
○	士法5条1項により、建築士の免許は、名簿に登録することによって行われ、当該名簿の登録事項は同法規則3条に登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等が定められている。
○	士法5条の2第1項により、一級建築士は、一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、所定の届出事項を国土交通大臣に届け出なければならない。所定の届出事項は、同法規則8条に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等が列記されている。
○	士法5条の2第1項及び2項並びに同法規則8条1項三号により、業務の種別、勤務先である建築士事務所の名称、開設者の氏名及びその所在地は、当該届出事項に該当し、一級建築士は、これら一定の事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
○	士法7条四号により、9条1項四号又は10条1項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許が与えられない。

□□□	16	建築士法の規定に違反して一級建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者は、一級建築士の免許のみならず、二級建築士又は木造建築士の免許も受けることができない。	H2821 -4		★★★
□□□	17	業務に関して不誠実な行為をして建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者は、建築士の免許を受けることができない。	H2621 -1		★★★
□□□	18	一級建築士が死亡したときは、その相続人は、その事実を知った日から30日以内に、その旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。	H2721 -4		
□□□	19	建築関係法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられた建築士については、執行猶予の言渡しがあった場合であっても、建築士の免許を取り消される。	H2621 -2		
□□□	20	建築士が道路交通法違反等の建築物の建築に関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消しの対象とはならない。	H3023 -2	H2621 -4	★★
□□□	21	一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければならない。	H2523 -1		
□□□	22	建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士講習の義務づけに係る法改正の施行以前から当該建築士事務所に置かれていた管理建築士であって所定の経過措置の期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き管理建築士として置いている場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2523 -4		

○	同上。
○	同上。業務に関して不誠実な行為をして士法10条1項二号により建築士の免許を取り消された場合も同様である。
○	士法8条の2第1項一号により、一級建築士が死亡したときは、その相続人は、その事実を知った日から30日以内に、その旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
○	士法9条1項二号及び三号、同法8条の2第二号により、同法7条二号に該当するに至った旨の届出又は事実が判明したときは、建築士の免許を取り消される。設問の場合は、同法7条二号に該当し、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は、建築士の免許を取り消される。執行猶予の言渡しがあった場合、刑の執行は一定期間猶予されるが、有罪判決を受けたという刑の言渡しはなくなっており、刑に処せられていることになるため、執行猶予の言渡しがあった場合であっても、免許を取り消される。
×	士法9条1項二号及び三号。建築士が、士法7条二号の禁錮刑以上の刑に処せられるに至った場合、士法8条の2第二号に該当し、士法9条1項二号及び三号により、国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士の免許を取り消さなければならない。
×	士法9条1項四号により、国土交通大臣は、その免許を受けた一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、当該一級建築士の免許を取り消さなければならない。この際、中央建築士審査会の同意は必要ない。なお、士法10条4項により、同条1項の一号(建築関係法令違反)、二号(不誠実行為)により業務停止、免許取消の懲戒処分をする場合は、中央建築士審査会の同意が必要である。
○	管理建築士講習の義務づけに係る法改正の施行以前から建築士事務所に置かれていた管理建築士については、所定の経過措置の期限(法改正施行後3年。平成23年11月27日)までに管理建築士講習の課程を修了すればよいとされていたが、その期限を過ぎた場合は管理建築士不設置となる。士法24条1項及び2項により、建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士を置かない場合は、士法10条1項一号の建築関係法令違反に該当し、業務停止等の懲戒処分の対象となる。

□□□	23	一級建築士たる工事監理者として、工事監理を十分に行わなかったことにより、施工上重大な欠陥を見逃した場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象となる。	H2729 一イ			★★
□□□	24	建築物の工事監理者として適正な工事監理を十分に行わなかったため、設計図面と異なる施工が行われた場合、当該一級建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2326 一ロ			★★
□□□	25	建築確認の必要な建築物の設計者として、建築確認の申請を行わずに工事を施工することについて、当該建築物の工事施工者からの相談に応じた一級建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2928 一イ	H2326 一イ		★★
□□□	26	建築士事務所登録の有効期間の満了後、更新の登録を受けずに、業として他人の求めに応じ報酬を得て設計等を行った一級建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2928 一ニ	H2326 一ニ		★★★
□□□	27	建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て設計業務を業として行った場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2523 一三			★★★
□□□	28	建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て工事監理業務を業として行った場合には、当該建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	R0128 一ニ	H2823 一ニ		★★★
□□□	29	一級建築士たる建築士事務所の開設者として、建築士事務所の業務を廃止したにもかかわらず、業務廃止から30日以内に廃業届を提出しなかった場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象となる。	H2729 一ロ			

○	士法18条3項により、建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されるよう適正な工事監理をしなければならない。設問は、これに違反するため、士法10条1項一号により懲戒処分の対象となる。
○	同上。
○	士法21条の3により、建築士は、法令に違反する行為について、相談に応じてはならない。設問において、建築確認の申請を行わずに工事を施工することは、建築基準法6条1項に違反する行為であり、その相談に応じることは士法21条の3に違反するため、士法10条1項一号により懲戒処分(戒告、業務停止、免許取消)の対象となる。
○	士法23条の10第1項により、建築士は、士法23条の3第1項に規定する建築士事務所の登録を受けずに、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等(設計、工事監理、工事契約事務、工事指導監督、調査又は鑑定、手続の代理)を業として行ってはならない。登録の有効期間(5年)の満了後、更新の登録を受けなければ士法23条3項に違反するため、士法10条1項一号により懲戒処分の対象となる。
○	同上。
○	同上。
○	建築士法23条の7(廃業等の届け出)及び10条1項一号に該当し、懲戒処分の対象となる。

□□□	30	複数の一級建築士事務所の開設者である一級建築士が、管理建築士の欠員が生じた一級建築士事務所について、別の一級建築士事務所の管理建築士を一時的に兼務させた場合、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2928 一ロ			
□□□	31	建築士事務所の開設者である一級建築士が、委託者の許諾を得て、延べ面積500㎡の建築物の新築に係る設計業務を、一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2928 一ハ			
□□□	32	一級建築士たる工事施工者として、確認済証の交付を受けなければならない建築工事について、確認済証の交付を受けずに当該工事を行った場合には、当該一級建築士は懲戒処分の対象とはならない。	H2729 一ハ			
□□□	33	建築確認の必要な建築物について、建築確認の申請の代理者及び工事監理者でありながら、当該建築物が確認済証の交付を受けないまま工事が着工されることを容認した一級建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2326 一ハ			★★
□□□	34	一級建築士が、工事監理者として、特定工程を含む建築工事において、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できない特定工程後の工程について、中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した場合には、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	H2523 一2			★★
□□□	35	建築士でないにもかかわらず、確認の申請の際に一級建築士を詐称した場合には、当該者は罰則の適用の対象とはなるものの、懲戒処分の対象とはならない。	H2729 一ニ			
□□□	36	一級建築士が懲戒処分を受けたときは、国土交通大臣により、処分の年月日、氏名、登録番号、処分の内容、処分の原因となった事実等が公告される。	H2621 一3			

○	士法24条により、建築士事務所の開設者は、建築士事務所を管理する専任の建築士をおかなければならない。登録建築士事務所ごとに専任としなければならない。設問の一時的でも兼務させることは、同法違反である。したがって、士法10条1項一号により懲戒処分の対象となる。
○	士法24条の3第2項により、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、延べ面積が300㎡を超える新築工事の設計又は工事監理の業務を、一括して他の建築士事務所に委託してはならない。設問の延べ面積500㎡の新築に係る設計業務の一括委託は、委託者の許諾を得た場合においても同法違反であり、士法10条1項一号により懲戒処分の対象となる。
×	建築基準法6条8項により、確認済証の交付を受けなければならない建築工事については、確認済証の交付後でなければ、工事をしてはならない。したがって、当該一級建築士は、建築士法10条1項一号の懲戒処分の対象となる。なお、違反した工事施工者としても、建築基準法99条1項二号により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
○	建築基準法6条8項により、建築確認の必要な建築物については、確認済証の交付を受けた後でなければ、工事をしてはならない。これに違反する工事をすることは工事施工者の違反行為であるが、一級建築士が申請代理人及び工事監理者としてそれを容認することは、業務に関する不誠実な行為であり、士法10条1項二号により懲戒処分の対象となる。
○	建築基準法7条の3第6項により、特定工程を含む建築工事においては、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、工事を続行してはならない。これに違反する工事をすることは工事施工者の違反行為であるが、一級建築士が工事監理者としてそれを容認することは、業務に関する不誠実な行為であり、士法10条1項二号により懲戒処分の対象となる。
○	建築士法37条1項一号による罰則の規定を受けるが、同法10条はその免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に適用されるため、建築士でないものは、懲戒処分(戒告、業務停止、免許取消)の対象とはならない。
○	国土交通大臣又は都道府県知事は、士法10条1項の懲戒処分をしたときは、同5項により、士法規則6条の3で定める事項(処分をした年月日、処分を受けた建築士の氏名と資格の別及び登録番号、処分内容及び処分の原因となった事実)を公告しなければならない。

□□□	37	国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができるのは、原則として、一級建築士として5年以上の構造設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う所定の講習の課程をその申請前1年以内に修了した者である。(ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。)	R0123 -3			
□□□	38	設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含めた建築物の設計を行うことができる。	R0322 -4	H2921 -1	H2622 -3	★★★
□□□	39	建築士事務所に属する設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含めた建築物の設計を行うことができる。	R0221 -4			★★★
□□□	40	構造設計一級建築士は、構造設計一級建築士定期講習を受けたときは、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。(ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H2921 -4			
□□□	41	中央指定登録機関が指定された場合には、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務等は中央指定登録機関が行うこととなり、原則として、国土交通大臣はこれらの事務を行わない。	H2521 -4			
□□□	42	建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。	H2728 -1			
□□□	43	工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。	R0221 -2			

○	士法10条の3第1項一号により、一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した者は、1年以内に国土交通大臣に構造設計一級建築士証の交付を申請できる。
○	士法10条の3第2項により、設備設計一級建築士は、一級建築士として5年以上設備設計に従事した後、登録機関が行う講習の課程を修了し、申請により国土交通大臣から設備設計一級建築士証の交付を受けたもの等である。したがって、「設備設計一級建築士」は一級建築士として、設備設計以外の設計を含めた建築物の設計を行うことができる。
○	同上。
○	士法10条の3第4項により、構造設計一級建築士は、構造設計一級建築士証に記載された事項等に変更があったときは、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を申請することができる。構造設計一級建築士証には、士法規則9条の3第3項に基づく第3号の3書式により、講習受講履歴が記載される。
○	士法10条の4により、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務等は中央指定登録機関が行うことができ、士法10条の17第1項により、国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、原則として、登録等事務を行わないものとしている。
○	建築士法18条3項により、建築士は、工事監理を行う場合に、工事が設計図書どおりに施工されていないと認めるときは、直ちに工事施工者にその旨を指摘して設計図書どおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。
×	士法18条3項により、建築士は、工事監理を行う場合に、工事が設計図書どおりに施工されていないと認めるときは、直ちに工事施工者にその旨を指摘して設計図書どおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。特定行政庁ではない。

□□□	44	建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、設備設計一級建築士の意見を聴かなければならない。	H2822 -3			
□□□	45	一級建築士は、他の一級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとする場合は、当該一級建築士の承諾を求め、承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。	R0521 -3	H3021 -1		★★★
□□□	46	建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、設計した建築士の承諾を求めることなく、管理建築士としての権限で変更することができる。	H2723 -2			★★★
□□□	47	一級建築士は、設計、工事監理、建築工事の指導監督等の委託者から請求があったときは、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示しなければならない。	H2821 -1			
□□□	48	工事監理を行う一級建築士は、工事監理の委託者から請求があったときには、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示し、工事監理を終了したときには、直ちに、その結果を建築主に工事監理報告書を提出して報告しなければならない。	R0221 -1			
□□□	49	管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括する専任の建築士であるが、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名する必要はない。	H2623 -1			★★★
□□□	50	建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、管理建築士である旨の表示をして記名しなければならない。	H2922 -4			★★★

×	士法18条4項により、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、「建築設備士」の意見を聴くよう努めなければならない。「努力義務」である。また、士法20条の3第1項及び2項により、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計については、「設備設計一級建築士」の関与(設備設計又は法適合確認)が義務付けられている。
○	士法19条により、建築士は、他の建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、その設計をした建築士の承諾を求めなければならない。ただし、承諾を求めることができない事由があるとき、又は承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
×	同上。設計した建築士の承諾を求めることなく、管理建築士としての権限で変更することはできない。
○	士法19条の2により、一級建築士は、設計等の委託者から請求があったときは、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示しなければならない。また、「設計等」の定義は士法23条1項に規定されており、設計、工事監理、建築工事の指導監督等が該当する。
○	士法19条の2により、一級建築士等は、設計等の委託者から請求があったときには、一級建築士免許証等を提示しなければならず、士法20条3項により、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を工事監理報告書等の文書で建築主に報告しなければならない。
○	士法20条1項により、管理建築士ではなく、あくまでも設計を行った建築士が、設計図書に建築士である旨の表示をして記名をしなければならない。
×	同上。

□□□	51	管理建築士は、その建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、設計者である建築士による記名に加えて、管理建築士である旨の表示をして記名しなければならない。	R0222 -4		★★★
□□□	52	建築士事務所が設計業務を受託したときには、その設計図書に建築士事務所名を記載し建築士事務所の印を押した場合においても、当該設計を行った建築士は、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名しなければならない。	H2723 -1		
□□□	53	構造設計一級建築士は、一級建築士でなければ設計できない建築物のうち、建築基準法第20条第1項第一号又は第二号に該当するものの構造設計を行って、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。	R0322 -3		
□□□	54	建築士が工事監理を行う場合は、当該建築士が自ら設計図書を作成した建築物であるか、他の建築士が設計図書を作成した建築物であるかに関わらず、工事監理を終了したときは、直ちに、建築主に結果報告を行わなければならない。	R0421 -2		
□□□	55	建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、原則として、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならない。	H2921 -2		
□□□	56	建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計について、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書においてその旨を明記するように努めなければならない。	R0521 -1		
□□□	57	工事監理を行う建築士は、建築設備士の意見を聴いたときには、その旨を明らかにしたうえで、工事監理終了後、直ちに、その結果を建築主に報告しなければならない。	R0521 -2		

×	同上。
○	士法20条1項により、設計を行った建築士は、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名をしなければならない。
×	士法20条2項により、建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、同項ただし書により、士法20条の2第1項又は2項に規定する構造設計一級建築士の関与が義務付けられている場合は、構造設計図書に、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名をするので、この限りでない。設計の委託者に証明書を交付する必要はない。
○	士法20条3項により、建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、建築主に結果報告を行わなければならない。これは、当該建築士が自ら設計図書を作成した建築物であるか、他の建築士が設計図書を作成した建築物であるかを問わない。
○	士法20条3項及び5項により、建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書(工事監理報告書)で建築主に報告しなければならない。大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理において、建築設備士の意見を聴いたときは、原則として、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならない。
×	士法20条5項により、建築士は、建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明記しなければならない。これは義務であり、努力義務ではないので、設問は誤り。なお、士法18条4項により、延べ面積が2,000㎡を超える場合に建築士が建築設備士の意見を聴くのは努力義務であるが、聴いたときは必ずその旨を明記しなければならないと定めている。
○	士法20条3項により、建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書(規則17条の15により「工事監理報告書」)で建築主に報告しなければならない。また、士法20条5項により、建築士は、建築設備に係る工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、その旨を明記しなければならない。

□□□	58	構造設計一級建築士に保有水平耐力計算が必要な高さ60mの建築物の構造設計を依頼したところ、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の交付を受けたので、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示がされていなかったが、当該構造設計図書により建築確認の申請を行った。	H2325 -4			
□□□	59	構造設計一級建築士以外の一級建築士は、高さが60mを超える建築物の構造設計を行った場合においては、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法に規定する構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならない。	H3021 -2			
□□□	60	構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物の工事監理については、構造設計一級建築士以外の一級建築士であっても行うことができる。	R0421 -4			★★★
□□□	61	構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物については、工事監理において、構造設計図書との照合に係る部分についても、構造設計一級建築士以外の一級建築士が行うことができる。	H3021 -3			★★★
□□□	62	建築主は、設備設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物の工事をする場合においては、設備設計一級建築士である工事監理者を定めなければならない。	H2730 -3			★★★
□□□	63	建築士は、建築主から建築基準法に関する基準に適合しない建築物を設計するよう求められた場合にあっては、その相談に応じることが禁止されている。	R0322 -1			
□□□	64	建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めるとともに、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。	R0521 -4			

×	士法20条の2第1項により、構造設計一級建築士は、建築基準法20条一号又は二号の構造設計を行った場合は、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設問の保有水平耐力計算が必要な高さ60mの建築物は、建築基準法20条二号に該当するので、構造設計一級建築士の表示が必要である。なお、建築士法20条2項により、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書(構造安全証明書)を設計の委託者に交付しなければならないが、建築士法20条の2第1項及び2項の規定の適用により、構造設計一級建築士の関与が必要な場合は除かれている。
○	高さ60mを超える建築物は、建築基準法20条1項一号の建築物である。士法20条の2第1項により、構造設計一級建築士は、建築基準法20条一号又は二号の構造設計を行った場合は、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならず、また、同条2項により、構造設計一級建築士以外の一級建築士が構造設計を行った場合には、構造設計一級建築士に構造関係規定に適合するかどうかの確認(法適合確認)を求めなければならない。なお、1項の構造設計と2項及び3項の法適合確認を「構造設計一級建築士の関与」という。
○	士法20条の2により、構造設計一級建築士の関与が義務付けられているのは、一定の建築物の構造設計のみであり、工事監理は義務付けられていない。
○	同上。
×	建築士法20条の3第1項により、設備設計一級建築士の関与が義務付けられるのは、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計であり、工事監理は義務付けられていない。
○	士法21条の3により、建築士は、法令に違反する行為について、相談に応じてはならない。なお、これに違反する場合は、士法10条1項一号により懲戒処分(戒告、業務停止、免許取消)の対象となる。
○	士法22条1項により、建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。また、同法18条2項により、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。

□□□	65	建築士事務所に属する一級建築士は、建築物の設計又は工事監理の業務に従事しない場合であっても、所定の一級建築士定期講習を受けなければならない。	R0123 -2			
□□□	66	建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。	R0221 -3	H2622 -4		★★
□□□	67	構造設計一級建築士は、建築士事務所に属さず、教育に関する業務を行っている場合であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。	H3029 -1	H2730 -4		★★
□□□	68	建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、一級建築士定期講習を受けなければならない。	H2823 -3	H2521 -3		★★
□□□	69	令和3年度に一級建築士試験に合格し、令和4年度に建築士事務所に所属することとなった一級建築士は、令和7年3月31日までに初めての一級建築士定期講習を受けなければならない。	R0322 -2			
□□□	70	一級建築士定期講習を受けたことがない一級建築士は、一級建築士の免許を受けた日の次の年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合には、所属した日から3年以内に一級建築士定期講習を受けなければならない。	H3021 -4			
□□□	71	一級建築士は、建築士事務所に所属しなくなった後、一級建築士定期講習の受講期間を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合は、遅滞なく、一級建築士定期講習を受けなければならない。	R0523 -3			

○	士法22条の2第一号かつこ書により、建築士事務所に属する一級建築士は、省令により3年ごとに、登録講習機関が行う一級建築士定期講習を受けなければならない。設計又は工事監理に従事しているか否かは関係ない。
○	士法22条の2第一号及び四号により、建築士事務所に属する一級建築士は、法別表2(1)項の講習を受講しなければならず、構造設計一級建築士は、法別表2(4)項の講習を受講しなければならない。したがって、建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、両方の講習を受けなければならない。
○	士法22条の2及び別表2により、建築士事務所に所属する一級建築士は、別表2(1)項の講習を受講しなければならず、構造設計一級建築士は、建築士事務所に所属しなくとも、別表2(4)項の講習を受講しなければならない。したがって、建築士事務所に属さない構造設計一級建築士であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。
○	士法22条の2、士法規則17条の36により、建築士事務所に属する一級建築士は、登録講習機関が行う一級建築士定期講習を3年ごとに受けなければならない。
○	士法22条の2及び規則17条の37第1項表1号イにより、「一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始の日(令和4年4月1日)から3年以内に建築士事務所に所属した一級建築士」は、合格した年度の翌年度の開始の日(令和4年4月1日)から3年以内に(令和7年3月31日までに)一級建築士定期講習を受けなければならない。
×	所属した日から3年以内ではない。士法22条の2及び規則17条の37第1項表1号ロにより、「一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始の日から3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士」は、「遅滞なく」一級建築士定期講習を受けなければならない。
○	士法22条の2及び同法規則17条の37第1項の表の1号ハにより、一級建築士であって、建築士事務所に所属しなくなった後、「当該者が受けた一級建築士定期講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日(4月1日)から起算して3年(一級建築士定期講習の受講期間)」を超えた日以降に建築士事務所に所属した者は、遅延なく、一級建築士定期講習を受けなければならない。

□□□	72	建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約の当事者となる場合、作成する設計図書の種類や報酬の額等を書面に記載し、署名又は記名押印をして、契約の当事者間で相互に交付(情報通信の技術を利用する方法による場合を含む。)しなければならない。	R0522 -4		
□□□	73	延べ面積400㎡の建築物の新築における設計の契約の当事者は、契約の受託者が設計の一部を再委託する場合にあっては、当該再委託に係る設計の概要並びに当該再委託に係る受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地を、契約の締結に際して相互に交付する書面に記載しなければならない。	R0121 -4		
□□□	74	建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡の建築物の新築について、他の建築士事務所の開設者から設計の業務の一部を受託する設計受託契約を締結したときは、遅滞なく、設計図書の種類、報酬の額及び支払の時期等を記載した書面を、当該委託者である建築士事務所の開設者に交付しなければならない。	R0222 -3		
□□□	75	建築物の大規模の修繕に係る部分の床面積が400㎡である工事の工事監理受託契約の締結に際して、その当事者は、工事と設計図書との照合の方法、工事監理の実施の状況に関する報告の方法、工事監理に従事することとなる建築士の氏名等の所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	H2922 -1		
□□□	76	建築士会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。	R0223 -1		
□□□	77	二級建築士であっても、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合は、一級建築士事務所の開設者となることができる。	H2522 -1		★★
□□□	78	二級建築士は、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合であっても、一級建築士事務所の開設者となることができない。	H2722 -3		★★

○	士法22条の3の3第1項により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、同項各号の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付(同条4項により、情報通信の技術を利用する方法による場合を含む。)しなければならない。記載事項について、作成する設計図書の種類は同条1項一号に、報酬の額は同項四号に該当する。
○	士法22条の3の3第1項により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、同項各号に定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。契約の受託者が設計の一部を再委託する場合にあっては、同項六号、同法規則17条の38第六号により、当該「再委託に係る設計の概要」並びに当該再委託に係る「受託者の氏名又は名称」及び当該受託者に係る「建築士事務所の名称及び所在地」を、相互に交付する書面に記載しなければならない。
○	士法24条の8により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、原則として、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を委託者に交付しなければならない。他の建築士事務所の開設者(委託者)から、設計の業務の一部を受託する設計受託契約であっても同様である。なお、士法22条の3の3により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
○	士法22条の3の3第1項及び3項により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る工事監理受託契約の当事者は、所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。3項により、建築物の大規模の修繕をする場合は、修繕に係る部分を新築とみなして適用される。記載する所定の事項については、1項各号で、工事と設計図書との照合の方法、工事監理の実施の状況に関する報告の方法(二号)、工事監理に従事することとなる建築士の氏名(三号)等が規定されている。
○	士法22条の4第5項により、建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。
○	士法23条1項により、建築士を使用する者は、登録を受けて事務所の開設者となることができる。したがって、他の要件を満たせば、一級建築士を使用する二級建築士は、一級建築士事務所の開設者となることができる。
×	同上。

□□□	79	一級建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、登録を受けなければならない。	H2722 -2		★★
□□□	80	一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	R0122 -1		★★
□□□	81	建築士事務所に属する一級建築士が独立して建築士事務所を開設した場合、当該建築士は建築士事務所の登録を受けることに加えて、自らの建築士免許に関する届出事項である「建築士事務所の名称、開設者の氏名及び所在地」に変更があった旨を、変更のあった日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。	R0523 -2		
□□□	82	建築士事務所を開設しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合であっても、当該建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受ける必要はない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H2722 -1		★★★
□□□	83	都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に属する建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においても、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことができる。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	R0122 -2		★★★
□□□	84	都道府県知事の登録を受けている建築士事務所に属する建築士は、当該登録を受けた都道府県以外の区域においては、業として他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことはできない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H2823 -4		★★★

○	士法23条1項により、建築士が他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて都道府県知事の登録を受けなければならない。
○	同上。なお、士法26条の3第1項により、都道府県知事は、指定事務所登録機関に事務所登録等事務を行わせることができる。
○	士法23条1項により、一級建築士は、設計等を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて(開設して)、都道府県知事の登録を受けなければならない。また、同法5条の2第2項及び同法規則8条1項三号により、自らの建築士免許に関する届出事項である「勤務先の名称(建築士事務所にあつては、その名称及び開設者の氏名)及び所在地」に変更があった旨を、変更のあった日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。
○	士法23条の2により、建築士事務所について登録を受けようとする者は、所定の事項を記載した登録申請書をその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。登録を受けた都道府県以外での業務は可能であり、他の都道府県知事の登録は不要である。
○	同上。
×	同上。

□□□	85	建築士事務所を開業しようとする者は、設計等の業務範囲が複数の都道府県にわたる場合、業務を行おうとする全ての地域について都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)の登録を受ける必要がある。	R0323 -3		★★★
□□□	86	一級建築士事務所登録簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、建築士事務所の名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士事務所に属する建築士の氏名、処分歴等である。	H2923 -3		
□□□	87	建築士事務所の開設者は、当該事務所に所属する建築士に変更があった場合、管理建築士については2週間以内に、それ以外の建築士については3月以内に、都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。	R0323 -2		★★★
□□□	88	建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の管理建築士の氏名について変更があったときは、2週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H3022 -2		★★★
□□□	89	建築士事務所の開設者は、建築士事務所に属する建築士の氏名に変更があったときは、30日以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。(ただし、指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。)	H2923 -4		★★★
□□□	90	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに作成する設計等の業務に関する報告書において、当該建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士である場合にあっては、その者が受けた構造設計一級建築士定期講習のうち、直近のものを受けた年月日についても記載しなければならない。	R0123 -4		

×	同上。
○	士法23条の3第1項により、都道府県知事は、建築士事務所の登録の申請があった場合、「登録番号」、「登録年月日」及び士法23条の2各号に規定する「建築士事務所の名称及び所在地」、「管理建築士の氏名」、「建築士事務所に属する建築士の氏名」、同法規則20条の2第1項に規定する「処分歴」等を登録簿に登録しなければならない。
○	士法23条の5第1項及び2項により、建築士事務所の開設者は、士法23条の2第四号(管理建築士)に変更があった場合は2週間以内に、同条第五号(所属建築士)に変更があったときは3か月以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
○	同上。
×	同上。
○	士法23条の6により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに設計等の業務に関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。また、同条四号及び同法規則20条の3第1項二号により、建築士事務所に属する一級建築士が構造設計一級建築士である場合にあっては、その者が受けた構造設計一級建築士定期講習のうち、直近のものを受けた年月日についても記載しなければならない。

□□□	91	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務の実績等を記載した報告書(電子計算機に備えられたファイル等による場合を含む。)を作成し、毎事業年度経過後3月以内に建築士事務所の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。	R0522 -2		★★
□□□	92	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書(電子計算機に備えられたファイル等による場合を含む。)を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出するとともに、所定の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、各事業年度の末日にその帳簿を閉鎖し、その翌日から15年間保存しなければならない。	H2930 -4		★★
□□□	93	建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に都道府県知事に提出するとともに、業務に関する図書で所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した所定の設計図書を作成した日から15年間保存しなければならない。	H2630 -4		
□□□	94	管理建築士は、自らが管理する建築士事務所の規模にかかわらず、当該建築士事務所において専任でなければならない。	R0222 -2		
□□□	95	一級建築士事務所に置かれる管理建築士となるための業務要件としては、一級建築士として3年以上の建築物の設計や工事監理等に従事することが求められる。	R0422 -4		★★★
□□□	96	一級建築士事務所に置かれる管理建築士は、一級建築士として3年以上の建築物の設計又は工事監理に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。	H3022 -1	H2522 -2	★★★

○	士法23条の6により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書(同法規則20条の3第3項により、電子計算機に備えられたファイル等による場合を含む。)を作成し、毎事業年度経過後3月以内に建築士事務所の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
○	士法23条の6により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書(同法規則20条の3第3項により、電子計算機に備えられたファイル等による場合を含む。)を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出するとともに、士法24条の4、同法規則21条3項により、所定の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、各事業年度の末日にその帳簿を閉鎖し、その翌日から15年間保存しなければならない。
○	建築士事務所の開設者は、建築士法23条の6により、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に都道府県知事に提出するとともに、同法24条の4第2項、同法規則21条4項及び5項により、業務に関する図書で所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した所定の設計図書を作成した日から15年間保存しなければならない。
○	士法24条1項により、建築士事務所の開設者は、事務所ごとに、その規模にかかわらず、それぞれ事務所を管理する専任の建築士(管理建築士)を置かなければならない。
×	設問は「一級建築士として(3年以上・・・)」の部分が誤り。士法24条2項により、管理建築士は、「建築士(二級建築士でも木造建築士でも良い)」として3年以上、規則20条の4に定める業務(設計、工事監理、工事契約事務、工事指導監督、調査又は鑑定、手続の代理)に従事した後、法別表3の管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。二級建築士である管理建築士が新たに一級建築士の免許を受けた場合には、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所の管理建築士になることができる。
×	同上。

□□□	97	二級建築士として3年以上の建築工事の指導監督に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了し、その後一級建築士の免許を取得した者は、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所に置かれる管理建築士となることができる。	H2723 -3		★★★
□□□	98	二級建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した者が、新たに一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合には、改めて管理建築士講習を受けなければならない。	R0123 -1		★★★
□□□	99	建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所において受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定、受託しようとする業務を担当させる建築士等の選定及び配置等の所定の技術的事項を総括するものとする。	R0422 -1	H2922 -3	★★
□□□	100	管理建築士が総括する技術的事項には、他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成が含まれる。	H3022 -3		
□□□	101	建築士事務所に属する建築士は、当該建築士事務所の管理建築士による監督を受ける対象である。	R0523 -1		
□□□	102	建築士事務所の開設者と管理建築士とが異なる場合においては、その開設者は、管理建築士から、建築士事務所の業務に係る所定の技術的事項に関し、必要な意見が述べられた場合には、その意見を尊重しなければならない。	R0122 -3	H2822 -1	★★
□□□	103	建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計の業務を建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。	H2722 -4		

○	同上。
×	同上。改めて管理建築士講習を受ける必要はない。
○	士法24条3項により、管理建築士は、建築士事務所において受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定(同項一号)、受託しようとする業務を担当させる建築士等の選定及び配置(同項二号)等の所定の技術的事項を総括する。
○	士法24条3項各号により、管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、設問の「他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成」は同項三号に規定されている。なお、同条4項により、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合は、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとされている。
○	士法24条3項四号により、管理建築士は、建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保について、技術的事項を総括する。したがって、建築士事務所に属する建築士は、管理建築士による監督を受ける対象である。
○	士法24条4項により、管理建築士は、建築士事務所の開設者と異なる場合、開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。さらに、同条5項で開設者は管理建築士の意見を尊重しなければならないと規定されている。なお、士法24条の4及び士法規則21条1項八号により、この意見の概要は、帳簿の記載事項とされている。
○	士法24条の3第1項により、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者(個人の建築士など)に委託してはならない。

□□□	104	建築士事務所の開設者は、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。	H2728 -2		★★★
□□□	105	建築士事務所の開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計の業務については、委託者の許諾を得た場合においても、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。	H2522 -3		★★★
□□□	106	建築士事務所の開設者は、延べ面積が400㎡の建築物の新築工事に係る設計及び工事監理の業務を受託した場合、委託者の許諾を得た場合には、受託業務の一部である工事監理の業務について、一括して他の建築士事務所の開設者に再委託することができる。	R0122 -4		★★★
□□□	107	建築士事務所の開設者に帳簿及び図書の保存が義務付けられる対象となる建築物は、確認済証の交付を受けることが必要とされる建築物に限られている。	R0324 -1		
□□□	108	建築士事務所の開設者に保存が義務付けられている帳簿の記載事項は、業務の概要、報酬の額、業務に従事した建築士の氏名等である。	R0324 -3		
□□□	109	建築士事務所の開設者は、「配置図、各階平面図等の設計図書」、「工事監理報告書」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合に必要図書」で、保存しなければならないと定められているものについては、作成した日から起算して15年間保存しなければならない。	R0222 -1		★★
□□□	110	建築士事務所の開設者に保存が義務付けられている図書は、「配置図、各階平面図、構造詳細図等の設計図書」、「工事監理報告書」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合に必要図書」である。	R0324 -2		★★

○	士法24条の3第2項により、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計又は工事監理の業務(いずれも延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係るものに限る)を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。
○	同上。
×	同上。
×	士法24条の4第1項及び2項により、建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する帳簿及び図書を保存しなければならない。この対象は、確認済証の交付を受けることが必要な建築物に限られていない。
○	士法24条の4第1項及び士法規則21条1項により、建築士事務所の開設者は、帳簿に、その建築士事務所の業務の種類及びその概要、報酬の額、業務に従事した建築士の氏名、管理建築士から述べられた意見の概要等を記載しなければならない。
○	建築士法24条の4第2項、規則21条4項及び5項により、建築士事務所の開設者は、建築士事務所の業務に関する図書で所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した「配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図などの設計図書」、「工事監理報告書」又は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項に規定する小規模建築物の建築に係る設計を行った場合に必要図書(評価の結果に関する書面又は建築主から評価及び説明を要しない旨の意思の表明があった場合の書面)」を作成した日から15年間保存しなければならない。
○	同上。

□□□	111	建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結する場合、あらかじめ、建築主に対して、報酬の額や契約の解除に関する事項等の重要事項について、所定の方法により管理建築士や当該事務所に所属する建築士に説明させる必要がある。	R0323 -1		★★★
□□□	112	建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとする場合においては、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。	H2829 -2	H2528 -1	★★★
□□□	113	建築士事務所の開設者は、建築物に関する調査の業務を受託する場合、その委託者に対して、建築士法に基づく重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならない。	R0522 -1		★★
□□□	114	建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理以外の業務について、建築主から受託する場合にあっては、建築士法に基づく重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならない。	H2623 -4		★★
□□□	115	建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に先立って管理建築士等に重要事項の説明をさせる際に、管理建築士等は、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。	H2922 -2	H2623 -2	★★
□□□	116	建築士事務所の開設者は、他の建築士事務所の開設者から設計及び工事監理以外の業務を受託する場合においては、契約締結後、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。	H2829 -1	H2528 -4	★★

○	士法24条の7第1項により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士や当該事務所に所属する建築士(管理建築士等)をして、報酬の額や契約の解除に関する事項など、同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
○	同上。
×	士法24条の7第1項(重要事項の説明)、士法22条の3の3第1項(延べ面積300㎡超の場合の書面の交付)及び士法24条の8第1項(延べ面積300㎡以下の場合の書面の交付)により、建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理については重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならないが、設計又は工事監理以外(契約事務・工事指導監督・調査鑑定・手続代理)については、この義務はない。
×	同上。
○	士法24条の7第2項により、建築士事務所の開設者が建築主との設計受託契約の締結に際して管理建築士等に重要事項の説明を行わせる際には、管理建築士等は、当該建築主に対し、要求の有無にかかわらず、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。
×	建築士法24条の8第1項により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないが、設計又は工事監理以外の業務を受託する場合には、書面を交付する義務はない。

□□□	117	延べ面積200㎡の建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、契約の締結に際して、作成する設計図書の種類、設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、報酬の額及び支払いの時期、契約の解除に関する事項、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	H2821 -3			
□□□	118	建築士事務所の開設者は、建築主から受託した設計の業務の一部を他の建築士事務所に再委託する場合にあっては、当該設計受託契約を締結したときに当該建築主に交付する書面等において、当該再委託に係る設計の概要、再委託の受託者の氏名又は名称等を記載しなければならない。	H2623 -3			
□□□	119	建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。	R0323 -4	H2822 -4		★★
□□□	120	建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準については、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、定めることができる。	H2522 -4			
□□□	121	設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとするときは、委託者及び受託者は、国土交通大臣が定める報酬の基準に準拠した委託代金で当該契約を締結するよう努めなければならない。	H2821 -2			
□□□	122	建築士事務所の開設者が建築基準法に違反して建築士免許を取り消された場合、当該建築士事務所の登録は取り消される。	R0223 -4			
□□□	123	帳簿や図書の保存義務を怠った場合、建築士事務所の開設者に対しては、戒告、1年以内の事務所閉鎖の命令又は事務所登録の取消しの処分が行われる場合がある。	R0324 -4			

×	士法22条の3の3により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。設間は200㎡であるため、相互に交付する必要はない。なお、建築士事務所の開設者は士法24条の8により、延べ面積が300㎡を超えない建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約であっても、当該締結をしたときは、遅滞なく委託者に書面を交付しなければならない。
○	士法24条の8第1項により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、同項一号及び二号に規定された事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。同項一号により、記載内容には、士法22条の3の3第六号、士法規則17条の38の記載事項も含まれる。したがって、同規則第六号により、受託した設計業務の一部を他の建築士事務所に再委託する場合には、「当該再委託に係る設計の概要、再委託の受託者の氏名又は名称など」について記載した書面を交付しなければならない。
○	士法24条の9により、建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
○	士法25条により、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めることができる。なお、士法22条の3の4により、設計又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、この基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない。
○	士法25条により、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めることができる。また、士法22条の3の4により、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、この基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならないと規定されている。
○	建築士事務所の開設者が建築基準法に違反して建築士免許を取り消されると、士法10条1項による懲戒処分を受け、士法7条四号、士法23条の4第1項二号に該当する者となる。したがって、士法26条1項二号により、都道府県知事は、建築士事務所登録を取り消さなければならない。
○	士法26条2項一号により、帳簿や図書の保存義務を定めた士法24条の4の規定に違反した場合、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、1年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ、又は事務所の登録を取り消すことができる。

□□□	124	管理建築士が建築基準法の違反によって免許取消しや業務停止等の処分を受けた場合、その処分が自宅の設計など建築士事務所の業務によらないものであっても、当該建築士事務所は閉鎖処分の対象となる。	R0422 -3			
□□□	125	建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為により建築基準法の規定に違反し、懲戒処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。	H2723 -4			★★★
□□□	126	建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為により建築基準法の規定に違反し、懲戒処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。	H3023 -3			★★★
□□□	127	建築士事務所に属する建築士が、その業務における建築基準法の違反行為によって免許を取り消された場合、当該建築士事務所の開設者に課せられる処分は、「戒告」又は「1年以内の事務所の閉鎖命令」のいずれかである。	R0523 -4			★★★
□□□	128	建築士事務所に属する者で建築士でないものが、当該建築士事務所の業務として、建築士でなければできない建築物の設計又は工事監理をしたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。	H3023 -4	H2822 -2		★★
□□□	129	都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、一級建築士事務所の開設者又は管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書等の物件を検査させることができる。	H3022 -4			
□□□	130	都道府県知事により指定事務所登録機関が指定された場合、建築士事務所の登録を受けようとする者は、一級建築士事務所の場合においても、原則として、登録申請書を当該指定事務所登録機関に提出しなければならない。	H2823 -1			

○	士法26条2項四号により、管理建築士が士法10条1項一号(建築物の建築に関する法律に違反)の規定による処分を受けた場合、その処分が建築士事務所の業務によるか否かを問わず、都道府県知事は、建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ、又は事務所の登録を取り消すことができる。
○	士法26条2項五号により、建築士事務所に属する建築士が、その業務として行った行為を理由として、同法10条1項の懲戒処分を受けた場合、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、「戒告し」若しくは「1年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ」又は「事務所の登録を取り消す」ことができる。
○	同上。
×	同上。
○	士法26条2項八号により、建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、違法に建築物の設計又は工事監理をした場合、都道府県知事は、事務所登録の取消し等の処分をすることができる。
○	士法26条の2第1項により、都道府県知事は、建築士法の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。
○	士法26条の3により、都道府県知事が指定事務所登録機関を指定した場合、同法26条の4により、同法23条の2の登録の申請は読み替えられ、一級、二級、又は木造建築士事務所のいずれであっても、登録申請書の提出先は、指定事務所登録機関となる。

□□□	131	建築士事務所協会は、建築主等から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。	R0223 -2			
□□□	132	建築士事務所の開設者は、建築士事務所の登録の更新を怠り、都道府県知事により当該登録を抹消されたにもかかわらず、報酬を得て、設計等を業として行った場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。	R0522 -3			
□□□	133	建築士事務所の開設者が、管理建築士の退職後に代わりの管理建築士を置かなかった場合、その建築士事務所の登録は取り消され、その開設者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される。	R0422 -2			
□□□	134	建築士事務所の開設者が、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませたときは、当該建築士事務所の開設者は罰則の適用の対象となる。	R0128 -4			
□□□	135	国土交通大臣が建築士の業務の適正な実施を確保するため、一級建築士に対し業務に関する報告を求めた場合に、当該建築士がその報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該建築士は、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。	H2824 -1			
□□□	136	国土交通大臣が建築士の業務の適正な実施を確保するため、国土交通省の職員に開設者が法人である建築士事務所に立ち入り当該建築士事務所に属する者に質問させた際に、その者がその質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたときは、その者のほか、その者が所属する法人も、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。	H2824 -2			

○	士法27条の5第1項により、建築士事務所協会は、建築主等から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者が協会会員であるか否かにかかわらず、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。
○	士法23条の8第1項二号により、開設者が建築士事務所の登録の更新を怠ると、都道府県知事により登録を抹消される。登録を抹消されたにもかかわらず、報酬を得て、設計等を業として行うことは、同法23条の10第1項又は第2項の規定に違反する。したがって、同法37条九号により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
○	士法26条1項二号により、都道府県知事は、建築士事務所の開設者が士法23条の4第1項十号(管理建築士を欠く者)に該当した場合、建築士事務所の登録を取り消さなければならない。さらに、士法37条十号により、士法24条1項(管理建築士を置く義務)に違反した場合、開設者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される。
○	士法24条の2により、建築士事務所の開設者は自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならない。違反した建築士事務所の開設者は、士法37条十一号により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる。
○	士法10条の2第1項及び士法40条一号により、国土交通大臣が一級建築士に対し業務に関する報告を求めた場合に、当該建築士がその報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、30万円以下の罰金刑の対象となる。
○	士法10条の2第1項、士法40条三号及び士法42条により、国土交通大臣が、国土交通省の職員に開設者が法人である建築士事務所に立ち入り当該建築士事務所に属する者に質問させた際に、その者が質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたときは、その者のほか、その者が所属する法人も、30万円以下の罰金刑の対象となる。

□□□	137	建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別に変更があった場合に、3月以内に、その旨を都道府県知事に届け出ないときは、当該建築士事務所の開設者及び管理建築士のいずれも罰則の適用の対象となる。	R0128 -3		★★
□□□	138	建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別に変更があった場合に、3月以内に、その旨を都道府県知事に届け出ないときは、当該建築士事務所の開設者及び管理建築士は、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。	H2824 -3		★★
□□□	139	建築士事務所の業務に関する設計図書の保存をしなかった者や、設計等を委託しようとする者の求めに応じて建築士事務所の業務の実績を記載した書類を閲覧させなかった者は、10万円以下の過料に処される。	R0223 -3		
□□□	140	管理建築士等が、建築主に対して設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する重要事項について説明する際に、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなかったときは、当該建築士は、10万円以下の過料の適用の対象となる。	H2824 -4		

×	士法23条の5第2項により、建築士事務所の開設者は、士法23条の2第五号の所属建築士の氏名及び資格の別に変更があったときは、3月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。さらに、士法40条九号により、30万円以下の罰金刑の対象となる。罰金の対象者は届出をした者、すなわち開設者であり、管理建築士は対象とならない。
×	同上。
×	建築士事務所の開設者は、士法24条の4第2項の業務に関する設計図書の保存義務、士法24条の6の業務の実績等を記載した書類の閲覧義務に違反した場合、士法40条十二号及び十四号に該当し、30万円以下の罰金刑に処される。
○	士法24条の7第2項及び士法43条一号により、管理建築士等が重要事項について説明する際に、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなかったときは、10万円以下の過料の対象となる。なお、過料は行政罰で前科にならないが、罰金は刑事罰で前科となる。

No. 141 建築士法

B □□□ R0423

A欄に掲げる「建築士等に義務付けられる行為等」とB欄に掲げる「義務付けの対象等」の組合せのうち、B欄において、**建築士法による義務付けの対象等とされていないものを含むものは、次のうちどれか。**

	A欄 (建築士等に義務付けられる行為等)	B欄 (義務付けの対象等)
1.	建築士免許証(免許証明書を含む。)の提示	・設計等の委託者から請求があったとき ・建築主に対して、契約内容などの重要事項の説明をするとき
2.	定期講習の受講	・全ての一級建築士 ・全ての二級建築士 ・全ての木造建築士 ・全ての構造設計一級建築士 ・全ての設備設計一級建築士
3.	設計図書その他の書面への記名	・一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、設計を行ったとき ・構造設計一級建築士が、構造関係規定の法適合確認を行ったとき ・設備設計一級建築士が、設備関係規定の法適合確認を行ったとき
4.	建築士事務所に閲覧のために備え置く書類	・建築士事務所の業務の実績を記載した書類 ・建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類 ・損害賠償に必要な金額を担保するための措置の内容を記載した書類 ・建築士事務所の業務及び財務に関する書類

解 説

- 正しい。士法19条の2により、建築士等は、設計等の委託者から請求があったときは、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。また、士法24条の7第2項により、管理建築士等は、同条1項に基づき、建築主に対して契約内容などの重要事項の説明をするときは、建築主からの請求の有無にかかわらず、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならない。
- 誤り。士法22条の2第一号から三号までのかつこ書により、定期講習を受けなければならない建築士は、建築士事務所に属するものに限る。したがって、全ての建築士が定期講習を受けなければならないとする設問は、誤りである。なお、同条四号及び五号により、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士は、建築士事務所に属するか否かにかかわらず定期講習を受けなければならない。
- 正しい。士法20条1項により、設計を行った建築士は、その設計図書に建築士である旨の表示をして記名しなければならない。また、士法20条の2第3項及び士法20条の3第3項により、構造設計一級建築士が構造関係規定の法適合確認を行ったとき、設備設計一級建築士が設備関係規定の法適合確認を行ったときは、設計図書に記名しなければならない。
- 正しい。士法24条の6により、建築士事務所に閲覧のために備え置く必要がある書類は、建築士事務所の業務の実績を記載した書類(一号)、建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類(二号)、損害賠償に必要な金額を担保するための措置の内容を記載した書類(三号)、建築士事務所の業務及び財務に関する書類(四号)である。

正答 2

【第1編 建築士法・建設業法】 第2節 建設業法				テキストP.28～		
□□□	142	建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	H2528 -3			★★★
□□□	143	建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期、請負代金の支払いの時期及び方法、契約に関する紛争の解決方法、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	H2829 -4			★★★
□□□	144	建設工事の請負契約の当事者は、書面による契約の締結に際して、注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定めを記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	H1620 -2			★★★
□□□	145	共同住宅を新築する建設工事以外の工事について、元請負人は、その請け負った建設工事を、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、一括して他人に請け負わせることができる。	H1620 -3			★★
□□□	146	建設工事の元請負人は、請け負った共同住宅の新築工事については、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合においては、一括して他人に請け負わせることができる。	H2728 -4			★★
□□□	147	請負人は、その請け負った建設工事の施工について、工事監理を行う建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。	H2728 -3			
□□□	148	建設工事の注文者から報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する委託契約は、建設業法の規定を適用しない。	H1620 -5			

【第1編 建築士法・建設業法】 第2節 建設業法	
○	建設業法19条1項により、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、同条各号に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
○	同上。
○	同上。建設業法19条1項十号。
○	建設業法22条3項及び同法令6条の3により、建設業者は、原則として、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはならないが、共同住宅の新築以外の建設工事で、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、一括して下請けに出すことができる。
×	同上。共同住宅の新築工事については一括して他人に請け負わせることはできない。
○	建設業法23条の2により、請負人は、その請け負った建設工事の施工について建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。
×	建設業法24条により、委託その他いかなる名義をもってするか否かを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、建設業法の適用を受ける。

□□□	149	建設業者は、発注者から請負代金の額が4,000万円の診療所の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなくてよい。	R0430 -2		★★★
□□□	150	建設業者は、注文者から請負代金の額が2,500万円の集会場の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなくてもよい。	H2629 -1	H1620 -4	★★★
□□□	151	建設業者は、発注者から請負代金の額が7,000万円の事務所の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者又は監理技術者を専任の者としなくてよい。	R0530 -3		★★★
□□□	152	国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が7,000万円の下請契約を締結したときは、当該許可を受けた建設業者に対して、必要な指示をすることができる。	H1620 -1		

○	建設業法26条3項により、公共性のある施設等又は多数の者が利用する施設等に関する重要な建設工事で同法令27条で定めるものについては、主任技術者又は工事監理者は、原則として、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。設問の診療所は、同法令27条1項三号トに該当するが、同項本文かつこ書により請負代金の額が4,000万円(建築一式工事で8,000万円)以上ではないため、専任の者としなくてよい。
○	同上。設問の集会場は、同法令27条1項三号ヌに該当するが、同項本文かつこ書により請負代金の額が4,000万円(建築一式工事で8,000万円)以上ではないため、専任の者としなくてよい。
○	同上。設問の事務所は、同法令27条三号ヲに該当するが、同条本文の「工事1件の請負代金の額が4,000万(建築一式工事の場合は8,000万)以上のもの」に該当しない。したがって、専任としなくてよい。
○	建設業法28条1項七号、同法令2条により、建設業者(下請業者)が、〔特定建設業者以外の建設業者、すなわち下請金額が4,500万円(建築工事業の場合は7,000万円)以上の下請契約を締結できる許可を受けていない建設業者〕と、そのような下請契約を締結した場合、国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な指示をすることができる。